

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成23年2月4日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行 為を行 う土地 の所在 地	開発行為 の目的	変更後の内容				開発行為 の変更の 許可年月 日
				土地の面積			開発行為の 工期	
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
有限会社呉島組 代表取締役 呉島 声仁	倉吉市下 余戸149 －2	倉吉市 栗尾地 内	真砂土の 採取	6.3656ヘ クター	6.3051ヘ クター	3.5849ヘ クター	平成23年1 月21日から 平成28年1 月20日まで	平成23年 1月21日